

# 会津若松市は男女共同参画社会づくりを推進しています

- 人権が尊重される社会
- 一人ひとりの個性と能力が活かされる社会
- 男女があらゆる政策・方針決定の場に共同参画できる社会
- 家庭生活における活動と他の活動が両立できる社会
- 世界の人々と一緒に取り組んでいます

## 掲載内容

1. 男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金を交付しています
2. 男女共同参画情報メール配信サービスに登録ください
3. 市のホームページの男女共同参画イベント掲示板をご利用ください
4. 女性人材リスト登録者を募集しています
5. 出前講座を実施しています
6. 男女共同参画推進活動ネットワークに加入しませんか
7. 男女共同参画苦情処理機関にご相談ください



## 1. 男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金を交付しています

男女共同参画社会づくりに関して、積極的に研修活動や啓発活動を行う団体などに対して、補助金を交付し活動を支援します。

### >補助対象者

- 団体にあつては、男女共同参画社会づくりを推進する研修活動及び啓発活動を行う市民団体で、構成員に対する市民の占める割合が3分の2以上のもの  
※団体にあつては、男女共同参画社会づくりを目的とする団体であることが基本となりますが、通常、他の活動を行っている団体についても、男女共同参画社会づくりを目的とする事業を行うときは、補助対象としています。
- 個人にあつては、男女共同参画社会づくりを目的とした研修に参加しようとする20歳以上の市民又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者

### >補助対象事業

- 研修参加事業（男女共同参画社会づくりに関係する研修への参加をいう。）
- 研修・啓発活動開催事業（団体が男女共同参画社会づくりを目的として地域社会に向けて開催する研修事業及び啓発事業をいう。）

### >お申し込み方法

- 補助を受けようとする場合は、事前に補助金交付申請書及び事業計画書を企画調整課に提出してください。用紙は、企画調整課に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。  
なお、予算に限りがございますので、事前に企画調整課にご相談ください。
- 交付条件や補助額については、お問い合わせください。

## 2. 男女共同参画情報メール配信サービスに登録ください

男女共同参画に関する最新情報をメールにより配信します。パソコンへの配信のほか、携帯電話への配信も可能です。

件名に「男女共同参画情報メール配信サービス登録希望」と記入の上、文面に氏名・連絡先を明記して下記アドレスにメールを送信してください。登録完了後に確認の通知をいたします。

市のホームページからも登録ができます。

Eメール [kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

QRコード ⇒



## 3. 市のホームページの男女共同参画イベント掲示板をご利用ください

国・県・市及び各団体の男女共同参画に関するイベント、講演会、講座、研修会等の情報が一目で分かる掲示板です。

ぜひ、みなさんも様々な行事に参加してみませんか。なお、ネットワーク加入団体（後述）のみなさんは、直接情報の書き込みができます。

## 4. 女性人材リスト登録者を募集しています

市民生活に影響を与える市の政策や方針決定の場で、男女の意見がバランス良く反映されるよう、更なる女性の参画が求められています。市政に関心があり、地域の発展に貢献しようとお考えの方や多方面にわたる専門知識をお持ちの方の情報を把握し、審議会等の委員や、各種研修会等の講師等の候補者選定に活用していきます。

※リストの公開先は、市役所内部に限られます。登録した個人情報、会津若松市個人情報保護条例等の規定に基づき管理し、プライバシー保護に十分配慮いたします。自薦・他薦は問いません。

### ▶ 応募資格

市内に住所を有する市民・事業者のほか、市内に在勤・在学している20歳以上の女性で、次の条件のいずれかに当てはまる方。

- 仕事、研究、芸術、スポーツなどのあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある方、及び有識者・有資格者。
- 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方

### ▶ 登録方法

- 「会津若松市女性人材リスト登録票」による申請方式です。登録票は、企画調整課に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- 登録票を企画調整課へ提出してください。  
〔郵送可 〒965-8601 会津若松市役所 企画調整課男女共同参画・市民協働推進グループ（※住所の記載は必要ありません）到着後、内容について確認の連絡をいたします。〕



## 5. 出前講座を実施しています

市民のみなさんが主催する学習会や勉強会に、市の職員が出向いて、講義や説明を行います。

### ▶講座の内容

テーマ「男女共同参画について考えよう」

1	男女共同参画ってなあに？
2	本市の男女共同参画の現状

※その他、男女共同参画推進に関するご希望のテーマがあればご相談ください



### ▶対象

市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上のみなさんのグループ、団体などです。

### ▶お申し込み方法

希望日の14日前までに「申込書」を生涯学習総合センターに提出してください。  
(郵送、ファックス、メール可) 申込書は、生涯学習総合センターに備えてあります。  
また、市のホームページからもダウンロードできます。

### ▶出前講座当日の運営は

当日の会場の準備や進行等は、申込者のみなさんで行ってください。会場は市内に限ります。

### ▶開催日時は、事前に企画調整課にご相談ください

## 6. 男女共同参画推進活動ネットワークに参加しませんか

男女共同参画社会づくりに向けて、様々な分野で自主的に活動するみなさんと共にネットワークを作っています。現在17団体1企業2個人に登録いただいています。

### ▶加入できる人

本市において、男女共同参画社会の実現に関わる様々な活動を自主的に行っているみなさん、または男女共同参画に関心のあるみなさん。  
(団体、企業、市民など)

### ▶ネットワークでの活動やメリット

- 定期的に開催されるネットワーク会議の中で、関心の高いテーマでの学習会や発表会などを行っています。
- ネットワークの中で、各団体が行っている活動などの情報を共有できます。
- ご希望により、市のホームページやメールマガジン、掲示板等に情報を掲載し、各団体の活動を広くPRすることができます。(営利活動等を行っている企業等は除く)



### ▶加入方法

「男女共同参画推進活動のネットワーク加入申込書」に記入の上、企画調整課に提出してください。用紙は、企画調整課に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

## 7. 男女共同参画苦情処理機関にご相談ください

平成16年4月1日施行の「会津若松市男女共同参画推進条例」に基づく機関です。3名の男女共同参画苦情処理委員（弁護士1名、学識経験者2名）が、市民のみなさんからの男女共同参画に関する苦情等の申し出に対し、適切に処理にあたります。

### ▶どんなことを申し出ることができますか？

- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策。
- 性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害事案で、具体的な被害や不利益をこうむり、相手方に対し改善等を求めるもの。

### ▶誰が申し出ることができますか？

市内に住所を有する市民・事業者のほか、市内に在勤・在学している方。

### ▶申し出はどのように処理されるのですか？

苦情処理委員が、申出内容について必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、市の施策に関する事案については、市の機関に対して是正の要望、意見表明を、人権に関する事案については、関係者に対して助言、是正の要望を行います。  
※相談の内容によっては、関係機関のご紹介など、幅広い情報提供を行い、問題解決に向けた支援を行います。

### ▶お申し出方法

- 書面で申し出てください（受付窓口は、会津若松市役所 企画調整課男女共同参画・市民協働推進グループです）。申出書は企画調整課に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- 郵送による申出も受け付けます。
- ※ただし、匿名での申出や、電話での申出は受け付けません。

【送付先】

〒965-8601

会津若松市役所企画調整課男女共同参画・市民協働推進グループ  
（※住所の記載は必要ありません）



### お申し込み、お問い合わせ先

会津若松市役所企画調整課  
男女共同参画・市民協働推進グループ

☎ 39-1405（直通） FAX 39-1400

Eメール [kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)